

市町村要保護児童対策地域協議会における ヤングケアラーへの対応状況について

1 市町村要保護児童対策地域協議会で把握されているヤングケアラーの件数

令和6年度に県内市町村の要保護児童対策地域協議会において支援対象として登録されている児童のうち、ヤングケアラーと思われるものは41件であった。13市町村において確認され、1市町村あたりの把握数は1～9名と幅がみられた。

区 分		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
要保護児童	登録ケース数	2,691件	2,471件	2,271件	1,781件	1,593件
	ヤングケアラー数	33件	23件	26件	22件	29件
要支援児童	登録ケース数	996件	1,018件	1,013件	864件	1,017件
	ヤングケアラー数	8件	16件	17件	17件	3件
特定妊婦	登録ケース数	177件	187件	204件	232件	309件
	ヤングケアラー数	0件	0件	0件	0件	2件
合 計	登録ケース数	3,864件	3,676件	3,488件	2,877件	2,919件
	ヤングケアラー数	41件	39件	43件	39件	34件

2 要保護児童対策地域協議会における対応事例

令和6年度中に市町村要保護児童対策地域協議会において支援を受けていた41人のヤングケアラーについて、各市町村から具体的な状況を確認した。

(1) 要保護ケースの主訴 (n=33)

要保護児童対策地域協議会で把握された41名のヤングケアラーについて、33名が「要保護児童」として関わりがあり、そのうちネグレクトケースが18件(54.5%)と最も多くなっている。また、「要支援児童」としての関わりがあるケースは8名であった。

種 別	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
身体的虐待	6 (18.2%)	5 (21.7%)	3 (11.5%)	4 (18.2%)	3 (10.3%)
ネグレクト	18 (54.5%)	11 (47.8%)	15 (57.7%)	15 (68.2%)	18 (62.1%)
心理的虐待	7 (21.2%)	7 (30.4%)	7 (26.9%)	3 (13.6%)	5 (17.2%)
性的虐待	0	0	0	0	0
その他	2 (6.1%)	0	1 (3.8%)	0	3 (10.3%)
合計	33 (100.0%)	23 (100.0%)	26 (100.0%)	22 (100.0%)	29 (100.0%)

(件)

(2) ヤングケアラーと思われる子どもの性別 (n=41)

女性の割合が高くなっている。

性別	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
男性	17 (41.5%)	17 (43.6%)	16 (37.2%)	14 (35.9%)	14 (41.2%)
女性	24 (58.5%)	22 (56.4%)	27 (62.8%)	25 (64.1%)	20 (58.8%)

(人)

(3) ヤングケアラーと思われる子どもの学年 (n=41)

中学3年が11人、中学1年が7人、高校2年が6人と、小学6年から高校生が多くなっている。

	小1	小2	小3	小4	小5	小6
令和6年度	0	0	1 (2.4%)	1 (2.4%)	0	5 (12.2%)
令和5年度	0	0	3 (7.7%)	0	4 (10.3%)	6 (15.4%)
令和4年度	1 (2.3%)	0	0	3 (7.0%)	4 (9.3%)	3 (7.0%)
令和3年度	1 (2.6%)	0	2 (5.1%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	6 (15.4%)
令和2年度	1 (2.9%)	3 (8.8%)	0	2 (5.9%)	3 (8.8%)	5 (14.7%)

(人)

	中1	中2	中3
令和6年度	7 (17.1%)	4 (9.8%)	11 (26.8%)
令和5年度	6 (15.4%)	7 (17.9%)	4 (10.3%)
令和4年度	6 (14.0%)	9 (20.9%)	7 (16.2%)
令和3年度	5 (12.8%)	8 (20.5%)	4 (10.3%)
令和2年度	3 (8.8%)	5 (14.7%)	5 (14.7%)

(人)

	高1	高2	高3	その他
令和6年度	2 (4.9%)	6 (14.6%)	3 (7.3%)	1 (2.4%)
令和5年度	4 (10.3%)	2 (5.1%)	0	2 (5.1%)
令和4年度	2 (4.7%)	2 (4.7%)	5 (11.6%)	1 (2.3%)
令和3年度	3 (7.7%)	5 (12.8%)	2 (5.1%)	1 (2.6%)
令和2年度	3 (8.8%)	2 (5.9%)	1 (2.9%)	1 (2.9%)

(人)

(4) ケアの対象者 (n=41 重複回答)

幼いきょうだいが27件(65.9%)と最も多く、次に親が20件(48.8%)となっているほか、同居親族のケアをする例もみられた。また、複数の家族のケアしている場合が23件(56.1%)あり、家族ケアの負担が大きく、かつ多様化している状況がうかがわれた。

	親	幼いきょうだい	きょうだい	祖父母	その他	複数
令和6年度	20 (48.8%)	27 (65.9%)	0	5 (12.2%)	3 (7.3%)	23 (56.1%)
令和5年度	21 (53.8%)	18 (46.2%)	2 (5.1%)	2 (5.1%)	3 (7.7%)	12 (30.8%)
令和4年度	23 (53.5%)	17 (39.5%)	2 (4.7%)	1 (2.3%)	4 (9.3%)	22 (51.2%)
令和3年度	14 (35.9%)	20 (54.3%)	2 (5.1%)	4 (10.3%)	5 (12.8%)	18 (46.2%)
令和2年度	15 (44.1%)	23 (67.6%)	3 (8.8%)	1 (2.9%)		8 (23.5%)

(件)

(5) ヤングケアラーの状況(ケアの内容含む)と支援の内容(きょうだいケースはまとめています)

事例 No.	ヤングケアラーの状況	ヤングケアラー本人への支援の内容
1	<ul style="list-style-type: none"> ・家事をしている ・早退(本人の精神不安定含む) ・家族は家事の強制を否定 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員による面接
2	<ul style="list-style-type: none"> ・父子家庭 ・家事をしている ・遅刻・早退 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の意向により積極的に介入できない
3	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭で5人きょうだい ・きょうだいの園や学校への送り迎え ・母不在時のきょうだいの看護 ・不登校 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員による面接
4	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭で3人きょうだい ・食事の準備をしている ・不登校(のちに中退) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員による面接
5	<ul style="list-style-type: none"> ・母と母のパートナーと生活 ・アルバイト収入を親に徴収される 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員による面接 ・一時保護
6	<ul style="list-style-type: none"> ・5人きょうだい ・きょうだいの面倒をみているおそれ ・きょうだい不登校・不登園 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー疑いで情報収集中
7	<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいの面倒を見るため早退している ・年少のいとこの面倒も見ている可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる面接
8	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭で4人きょうだい ・頼れる親族が近くにいない ・母の仕事も忙しい ・弟妹の世話と洗濯、掃除等の家事 ・学校を休みがち(本人、弟妹の体調不良) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援員による本人面談 ・学校と情報共有しながらの見守り
9	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭で4人きょうだい ・母が精神的に不安定なため収入が足りず、アルバイトをしている ・母に代わってきょうだいの面倒を見ている ・学校を遅刻、休みがち 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会による相談援助、フードバンク支援 ・NPO法人による食料支援 ・市による本人との面接

10	<ul style="list-style-type: none"> ・母が飲酒しないよう付き添ったり、母の話し相手になっていた ・学校を休みがち 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への様子伺い ・児童相談所による面接
11	<ul style="list-style-type: none"> ・父が精神的に不安定、母もネグレクト傾向のため、食事の準備や妹の世話をしている ・宿題をする時間がない ・学校集金、公共料金、家賃の滞納 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が面談を行い生活状況について確認 ・スクールソーシャルワーカーによる面接
12	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭で3人きょうだい ・母が家事をしないうえ、食事の準備、片づけを行っている ・弟の世話 ・学校を休みがち、遅刻しがち ・学校集金、公共料金、家賃の滞納 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が面談を行い生活状況について確認
13	<ul style="list-style-type: none"> ・9人きょうだい ・多子世帯で父は夜勤のため、母と親族だけでは子ども達の世話に手が回らず、手伝っている ・宿題をする時間がない ・学校を休みがち 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校へ見守りを依頼 ・子ども第三の居場所（児童育成支援拠点事業）の利用につなげた
14	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭 ・母が心身ともに体調を崩しがちで、子どもがその母の精神的な支えとなっている ・公共料金の滞納 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関による見守り
15	<ul style="list-style-type: none"> ・祖母のADL低下により調理、洗濯などの家事を担っている ・祖父母の買い物、通院の同行 ・きょうだいで分担して家事を担っている ・父はアルコール依存症で、家事を行わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯訪問支援事業の利用による家事（掃除）負担軽減
16	<ul style="list-style-type: none"> ・母（身体障害、精神疾患）と二人暮らし ・心身が不安定な母の世話、食事の準備を行っている ・大人に本音を話さない 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯訪問支援事業の利用による家事負担軽減
17	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭で母は仕事により多忙 ・弟の食事の準備をするなど面倒を見ている ・学校を休みがち 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯訪問支援事業の利用による家事負担軽減 ・子ども第三の居場所利用
18	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭 ・母（難病、要介護）の入浴、家事を手伝っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携し、状況確認
19	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭で5人きょうだい ・多子世帯で、母はフルタイムの仕事をしているため家事に手が回らない ・学校を休みがち ・精神的に不安定 ・身だしなみが整わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる面接 ・学校での見守り、ケース会議の開催
20	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父、大祖母の介護 ・いとこ（年中、年長）の面倒を見ることがある ・本人は特別支援学級在籍 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での見守り（担任による面談等） ・叔母との面談 ・高齢介護部門との情報共有
21	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭 ・母が精神的に不安定で身体症状が見られ、家事がおこなえない ・弟の学校の連絡などを本人がおこなう ・母の体調により休むことが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での見守り ・スクールカウンセラーによる面談 ・一時保護、子育て短期支援事業の利用
22	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭 ・母が夜勤、休日出勤あり ・弟の世話をしている ・不登校 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校等の児童生徒への学習支援 ・別室登校の利用

23	<ul style="list-style-type: none"> ・妹のこども園の準備をしている ・母の出勤が早い日は妹の朝ごはんを食べさせる ・妹が体調不良で園を欠席する際、父母が仕事のため本人が妹をみていた ・学校集金や国保税滞納あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属学校のモニタリング
24	<ul style="list-style-type: none"> ・弟が体調不良で園を欠席する際、父母が仕事のため本人が弟をみていた ・家族の洗濯など家事の多くを担う ・本人は家事の他、弟の宿題を見てあげている ・家族都合での学校欠席があった ・保護者の意向で進路は就職を考えていた(学校側から再度進学を勧めた) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人面談実施
25	<ul style="list-style-type: none"> ・7人きょうだい ・弟が生まれ、「産まれた子の面倒をみて数時間しか寝ていない」との発言が聞かれたと学校から情報あり ・学校を休みがち ・英語と数学が全くついていけないことで保健室に行くことも多い ・弟が1泊入院をした際、他のきょうだいの面倒をみていた 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属学校のモニタリング
26	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭で7人きょうだい ・家庭問題も多く、母多忙のため、妹たち(保育園児)の世話や家事を担っている ・素行不良、学校を休みがち ・学校集金や公共料金の滞納 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校による面談
27	<ul style="list-style-type: none"> ・母(精神疾患)と二人暮らし ・精神的に不安定な母を常に心配し、本人が母の話し相手や見守りをしている ・不安定な母と離れられない(母が不安定な時は登校しない) ・本人の特性も影響しているが、不登校傾向 ・学力不振 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる面接・相談対応(母・子) ・スクールソーシャルワーカーによる訪問面接(母・子) ・障害福祉サービスヘルパーにて家事負担軽減 ・オンライン学習の環境整備 ・個別の学習支援 ・個別支援会議を実施し関係機関で情報の共有と支援方針や方法を協議
28	<ul style="list-style-type: none"> ・父母の話し相手(父母の小言を聞いている) ・父と本人で自宅の掃除を行う ・朝食は自身で作って食べる ・時々、親の受診都合で学校を休むことがある(親に同行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる面接・相談対応(両親・子) ・学校(担任や養護教諭など)で本児への変化をモニタリング、児童福祉担当者との共有
29	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内で、女子は炊事、食器洗い、洗濯等を担う方針 ・保育園児のお弁当を作っていたこともある ・父は仕事のため平日不在で土日のみ帰宅 ・学校を休みがち ・学校集金の滞納 ・家族の元で過ごしたり、父方祖父母宅で過ごしたりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーによる面接(不登校が続く会えないことが多い) ・スクールソーシャルワーカーによる他のきょうだいとの面接実施
30	<ul style="list-style-type: none"> ・曾祖母(高齢による日常生活動作能力の低下あり)と二人暮らし ・家事全般を担う ・宿題ができない ・自分の時間が取れない 	<ul style="list-style-type: none"> ・学童利用による学習支援 ・食事支援の利用による家事負担軽減

31	<ul style="list-style-type: none"> ・母（精神疾患）と二人暮らし ・母が精神的に不安定なため、家事を部分的に子どもが行っている ・学校集金の滞納 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任教師による面接、見守り
----	--	--

（6）ケアを必要とする家族への支援の状況

要ケア家族への支援の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村児童福祉担当によるモニタリング（総合的な相談対応・要対協ケース進行管理） ・要対協関係機関による家庭訪問 ・保健師や高齢者福祉担当による家庭訪問 ・高齢者福祉部門との同行訪問 ・ケースワーカーの定期訪問（経済面の相談） ・母子保健担当保健師の健診時状況確認 ・学校へ見守りを依頼 ・スクールソーシャルワーカーの面談による状況確認 ・母の受診機関との情報共有 ・きょうだいへの通院助言 ・レスパイト（子育て短期支援事業）の提案 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用勧奨 ・障害年金更新手続きの支援 ・家計管理に関する相談（社会福祉協議会） ・生活保護 ・精神科病院への定期通院 ・フードバンク、フードパントリー、社会福祉協議会等による食糧支援 ・子ども第三の居場所（児童育成支援拠点事業）の利用 ・介護保険サービス（デイサービス・移動支援等）の利用 ・障害福祉サービスヘルパーの利用（相談支援員の定期訪問・相談対応） ・障害児や高齢者の施設入所 ・子育て世帯訪問支援事業の利用 <p><支援が入りにくいケース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神担当保健師の関わりは拒否があり、モニタリングできない ・母親支援が必要だが母は応じず、継続した相談支援につながらない ・母が親族の支援を拒否している ・母が行政に対して攻撃的 ・サービス利用を希望していない ・介護サービスの利用を促すが、経済面で問題あり、利用制限がかかっている